

# 少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成27年9月14日(月) 10:02~11:37

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

今井 光子 委員長  
川田 裕 副委員長  
山中 益敏 委員  
藤野 良次 委員  
安井 宏一 委員  
米田 忠則 委員  
粒谷 友示 委員  
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 上山 こども・女性局長長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

## 議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

### <会議の経過>

○今井委員長 それでは、ただいまの説明、またはその他の事項も含め、質疑があればご発言願います。

○梶川委員 ただいまの説明、データの説明などを含めて、既に実施されているかもわかりませんが、質問します。

まず、子どもの貧困対策についてお尋ねします。現在、日本の子どもの貧困率は、2012年のデータで16.3%に達し、1986年の調査開始以来最も高くなっています。ユニセフの報告では、日本は先進35カ国中9番目に貧困率が高いと言われ、日本の子どもの6人に1人が貧困状態にあることを示しています。大阪で2010年に起きた北区の母子変死事件など痛ましい事件が後を絶ちません。この北区の変死事件は、お母さんと幼児が餓死し、お母さんがおいしいものを食べさせてやりたかったという、遺書を残して死んだ事件ですが、こういった事件が後を絶たない状況にあります。このお母さんの、親の、

女性の貧困は連鎖して、子どもにも連鎖していくことがありますので、女性の貧困対策が急務であると私たちは認識しています。一方で、2013年6月に子どもの貧困対策法が成立して、おくれげながら深刻な状況にある日本の子どもの貧困に対する対策を、国を挙げて講じようとしています。その法律によると、第4条には地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力して、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしております。また、第9条には、県において子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるという、努力義務のような形ですが、書かれております。

そういう上に立って、まず1点目に、奈良県としても子どもの貧困対策の計画策定のため、奈良県子どもの貧困対策会議を既に設置して、委員による対策会議も既に1回、7月21日に開催されております。会議は公開制で行われていますが、当事者や問題解決に関心を寄せている市民で傍聴できない人もいるので、議事録を公開してほしいと思います。

また、さらに当事者の意見が反映できるシステムが必要と考えますが、いかがお考えか、まず聞かせてほしいと思います。

**○小出こども家庭課長** 委員から子どもの貧困対策についてご質問をいただきました。まず1点目の議事録の公開の件ですが、ただいま県のホームページで公表させていただいています。

それから、当事者の意見の反映ですが、委員もお触れになりました貧困対策会議の中で、いわゆるひとり親の家庭の子どもの貧困率が高いことがあり、ひとり親家庭の当事者団体である奈良県母子福祉連合会の会長にも委員にご就任をいただいております。また、直接そういうさまざまな困難を抱えた子どもの支援に携わっている児童養護施設の施設長、母子生活支援施設の施設長にも委員としてご参画いただいているほか、一般の県民の皆様のご意見をお伺いするというので、県民から公募の委員もご就任いただいております。それぞれの立場からご意見を賜っています。委員がお述べの当事者の団体、支援団体からもさまざまな機会を捉え、ご意見をお伺いできたらと考えています。以上です。

**○梶川委員** ホームページで議事録が公開されているということで、了解しておきます。

それで、当事者の意見を聞くというのも、各所でご活躍いただいているポストにある人の意見もちろん大切ですし、実際に委員を選ぶとなればそういう選び方になると思いますが、一般の人たちも非常に女性の活躍に関心を持って、いろいろ仕事している人もあるわけで、そういう人からも、こちらからももちろん県当局へ、担当課長へ、いろいろな

要望や相談に行って、具体的な提案をすれば済むわけですが、そういうのもきちんと意見を、声を聞いてほしいと言いたいわけで、よろしくお願いします。

そういう上に立って、就学率などが今データで出ましたが、平成26年度要保護児童生徒は1,560人、準要保護児童生徒数は1万969人となっていますが、そういう数字だけでなく、子どもの生活実態をどういう形でアンケートというか調査をされているのかわかりませんが、例えばおなかをすかせて夜も眠れないという子どももあるとも言われています。そういった子どもの生活実態を聞き取る調査も検討してほしいという声が女性の意見として出ています。そういうことは実際問題、物理的なことも含めてできるのかやっているのか、どのような調査の仕方が聞かせてください。

**○小出こども家庭課長** 本日、ご説明した統計の資料以外にも、貧困対策の実態の把握で、一つは事例の調査を行っています。この事例については、児童養護施設に入所している子どもや、母子生活支援施設で生活している母子の事例、高校を中退した子どもの事例について、養護施設、母子生活支援施設、スクールソーシャルワーカーに直接お伺いして、10の事例について調査しています。その中で、やはり子ども自身にどうしてもロールモデルがない家族や、家庭が安心する場所でない事例も明らかになっています。事例の調査とあわせて、アンケートの調査もしました。これは対象として、教育関係、特に県立高校とか特別支援学校、市町村の教育委員会、福祉の部門として生活保護のケースワーカー等、それから養護施設等の職員の方々、直接処遇にかかわっている職員の方々を対象に、403名にアンケートをしました。

その結果、貧困状態にある子どもが抱える問題として、一番大きかったのは学力の不足である、2番目が食生活の不安等が上がっております。続きまして、子ども自身が心理的な影響を受けていると、それは勉強のやる気であるなど、そういった問題があるということ。それから、支援が貧困のリスクの要因として、家計の不安定やひとり親家庭であることが上がっています。今後の支援に向けて必要な施策として、やはり教育の支援、それから生活の支援が重要であるという意見も出ています。直接保護者に聞き取りしたというわけではありませんけれども、こういう形で調査もしていることを申し上げたいと思います。以上です。

**○梶川委員** ありがとうございます。

次に、県として現行行っている、子どもの貧困対策はどのようなものか、それをこの計画の中でどう拡充していこうとしているのか、聞きたいと思います。例えば、この前新聞

で、今、大学生の場合は52.5%の人が奨学金を受けているデータの話をしている先生があったのを読んだのですが、最近の経済状況の中で結構金がかかっているのも、親からの仕送りが困難で52.5%の学生が奨学金を受けていると。卒業するときには平均的に296万円の借金を抱えての社会へのスタートになっていると言われていたわけなんです。そういうことを考えると、せめて高校ぐらいは貸与制の奨学金で、借金を持ってのスタートにならないようにすべきだと思うのですが、どのようにお考えか、お聞かせください。

**○小出こども家庭課長** 奨学金のお話でした。まだまだ、高校、大学の奨学金で、給付型の奨学金は少ない状況にあると思います。そういったことから、支援を受けるけれども、就労する段階になって、そのことが不安、負担になる現状があるかと思っています。ただ一つ、これは国の貧困対策として打ち出されていることですが、平成29年からマイナナンバーの施行にあわせて、所得連動型の奨学金制度も検討されています。これは、償還が一定の所得を超えるまでは猶予するという制度です。就労してから一定の所得までは猶予があって、ある一定の所得が得られる段階になってから償還が始まるという制度です。そういった国の償還、奨学金の制度も勘案しながら検討していきたいと思っています。以上です。

**○梶川委員** 今、奈良県で子どもの貧困対策は、どのようなものがあるのかを教えてください。

**○小出こども家庭課長** ひとり親の施策に限定させていただけたらと思います。といいますのは、ひとり親の子どもの貧困率が54.6%とかなり高いことがあります。一つは教育の支援で、子どもの心と学びのサポート事業を行っております。NPOの団体に委託しており、心のケアと学習支援を、退職教師の方、学生ボランティアの方にご協力をいただいて、放課後、公的な施設を利用して子どもの学習支援等を行う制度です。今、県内4カ所で実施しています。

生活の支援で、母子自立支援員という職員がおり、その母子自立支援員による生活指導、日常生活のさまざまな支援事業を行っています。それから、貸付金ですが、就学や生活に係る母子福祉の福祉資金の貸し付け等を行っています。

就労の支援で、奈良県スマイルセンターでひとり親家庭の就業相談、調理師、介護員等の資格取得のための講習会等を実施しています。

経済的支援としては、ひとり親の児童扶養手当の支給等が行われています。以上です。

**○梶川委員** わかりました。それらを今からまた拡大をして、できるだけ子どもの貧困率

の高いところを対策をしていただきたいと思います。先ほどの奨学金の支給制はここで皆さんが一職員の立場で、はい、やりますという答弁はできない。知事の政策にかかっていると思うが、そういう質問が出たときには答弁をつくるのは皆さんですから、やっぱり今言ったようなことを踏襲して、奈良県だけが支給制にするのは難しいかわからないけれども、そういうことをしながら、貧困対策をしていただきたいと思います。今おっしゃった就学援助は、十分対象者に届いているのか、あるいは逆に、世間体を気にして受けない人もあるのではないかと、入学時あるいは進級時、家庭訪問時などに、ひとり親の本人に話をしたり聞いたりしてほしいと思います。そういう聞き取りをしながら、やはり当事者本人に意見をよく聞く、あるいは、対応しているいろいろな各組織の人の意見も聞き、同時にちまたでいろいろそういう活動している、特に女性の皆さんに、私からも県へ行って話を聞いてもらうようにと言いますが、来たらしっかり聞いて対応いただくように、特に要望します。

それから、みなし寡婦控除について、ひとり親の寡婦控除についてお尋ねします。現在の所得税や住民税の寡婦控除については、寡婦とは夫と、逆に妻の場合もありますが、夫と死別し、または離婚した後に再婚していない人、夫の生死が明らかでない人と定義して、控除の対象になっています。そのため、さまざまな理由で結婚をせずに子どもを産み育てている非婚のひとり親は対象から除外されています。同じひとり親家庭であるにもかかわらず、結婚の有無のみで税金の負担額が変わるといって、一つの差別と言える現象が起きています。児童福祉法や子どもの権利条約には、全ての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないとあります。そうした観点から結婚の有無にかかわらず、全ての子どもが法律や条例の恩恵を受ける権利があり、そのためにも国や地方自治体にはそれらの法律や条件に基づいた保障の義務及び責任があります。また、少子化対策の観点からも緊急かつ重要な課題であり、女性が安心して子どもを産み育てるための環境整備が必要です。こういう点で、いかがお考えか。今、少子化の寡婦対策、みなし寡婦対策について、どのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○小出こども家庭課長 収入から所得控除額を差し引いた所得に応じた負担金額というのは、保育料などについて定まります。そういったものにあつては、同じひとり親家庭でも、委員がお述べのように、結婚歴の有無によって差が生じている実態があります。このような差が出ることについては、全てのひとり親家庭が安定をして、自立した生活を営み、安心して子どもを育てるといって観点から言いますと、好ましくはないと考えています。ひと

り親家庭の生活の安定等の支援を定めている法律に、母子及び父子並びに寡婦福祉法があります。この法律の中では、未婚の女子もひとり親家庭、既婚の女子と何ら区別はしておりません。必要な施策は行われています。例えば、保育所における優先入所が法律の中で定まっています。あと、保育料の算定に当たっての減免の制度もあります。それについてはひとり親として未婚の女子も同様の措置が行われています。この寡婦控除については、あくまでこれは所得税法に基づく控除です。各自治体の判断でみなし控除というのは行われてるところもありますけれども、それは自治体や各事業ごとにばらつきが生じる結果になるのではないかと考えております。これは根本的な解決にはならない、税制の見直しによって対処すべきではないかと考えており国に対しても要望しております。ことし8月5日の近畿の府県の民生主管部長会議において、厚生労働省、それから内閣府にこの旨を要望しています。以上です。

**○梶川委員** 厚生労働省の平成23年度の全国母子家庭世帯の調査によると、母子世帯の就労年収は平均181万円、一般家庭の4割で、そのうち死別している人は、夫に死に別れた女性の場合は256万円、離別の場合は176万円となっておりますが、とりわけ、今言う未婚の世帯の人は160万円となっており、他の母子世帯に比べて最も低い収入状況になっています。また、子どもの貧困白書では一般家庭の子どもの貧困率は11%であるにもかかわらず、母子世帯では66%と突出しており、全国122万世帯を越す母子家庭で育つ子どもの半数以上が貧困状態にあると報告されています。最近是多発している子どものネグレクトや虐待など痛ましい事件の背景に、ひとり親の貧困問題が浮き彫りになっています。こうした実態を受け、先進的な自治体では、税法の改正を待たず自治体の裁量でみなし寡婦控除の適用を行い、支援の必要な世帯に手を差し伸べています。

奈良県内においても、奈良市などがそうした市民の声を住民の声を反映して、みなし母子寡婦控除の制度を施行し、保育料や公営住宅の住宅費の算定をしています。そこで、県下の実態、あるいは、奈良県だけでできるのかどうか分からない、全国議長会に聞いたらわかるのかもしれませんが、みなし寡婦控除をしている県あるいは全国の調査をしてほしいけれど、できますか。

**○小出こども家庭課長** 全国の府県について調査することは可能ですので、ぜひしてみたいと思います。昨年段階では、沖縄県が実施していたのを承知しています。県内の市町村においては、奈良市と黒滝村が保育料の算定に当たってみなし寡婦控除を行っています。それから、三宅町は公営住宅の家賃の算定に当たってみなし寡婦控除を実施しています。

全国の分については、調査をさせていただきたいと思います。以上です。

○梶川委員 今、全国調査をするとおっしゃっていただいたので、こういうことをしながら、奈良県はひとり親家庭の、特に非婚の女性のみなし寡婦控除をするように、県が各市町村に  
しなさいと言うことは、昔と違って言えないと思うのですけれど、やはりいろいろな担当者会議のときに、のみなし寡婦控除について奈良モデル、先進県になるように。とりあえず法律を変えるのはなかなか時間がかかる。今も国会でいろいろ時間かけてやっていますけれど、時間がかかる。ですから、今の可及的速やかにやろうと思ったら、地方自治体が自治体の権限でできることもあるのだから、そういったことを今のデータを、国の分はとれますということでしたけれど、奈良県でやっているところをやはり披露して、各市町村ができるように努力をしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○小出こども家庭課長 府県の状況等について調査をさせていただき、その上で検討はさせていただきたいと思います。以上です。

○梶川委員 ぜひ今のひとり親家庭のみなし寡婦控除、しっかりやっていただきますように要望して終わります。ありがとうございました。

○山中委員 質問に入る前に、先週、東日本を襲いました大豪雨により古い新聞の人数ですが、3県にわたって4名の方がお亡くなりになりました。心よりご冥福を申し上げますし、また、今なお15名の方が行方不明で、一日も早い安否の確認がなされるかと思っております。一日も早く捜索していただきたいと思いますし、なお、避難をされている方も5,600名と大変多くの方がいまだ苦勞され、日々避難所で生活をされていますので、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、数点質問をさせていただきたいと思います。まず先ほど、こども・女性局長からご説明をいただきましたが、その点を踏まえて質問します。ご存じのように、2008年に始まった日本の人口減少は、地方だけの問題ではなくて、やがて都市機能にも重大な影響を及ぼすのではないかと指摘されております。今こそ、官民を挙げて、正面からしっかりと取り組むべく問題です。そして、この危機的な状況を打開することが大切ではないかと思えます。そこで、政府では人口減少に歯どめをかけ地方の活性化を推進するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、5年間の計画ということで奈良県地方総合戦略を策定しました。ここで示された施策を進めていく上で、地域が責任を持ってみずから知恵を絞りながら、実情に応じた戦略を立て、実行をすることが何よりも重要かと認識しています。

奈良県地方創生本部において、5つの部門を設置して総合戦略の骨子の作成に取り組まれていると伺っています。奈良県の地方創生に向け、少子化・女性部会としてどのように担い、その役割について子ども・女性局長からご答弁いただきたいと思います。

**○上山子ども・女性局長** 地方創生が大きな政策課題となりましたのは、昨年5月の日本創成会議・人口問題検討分科会における2040年の国内人口の推計から全国1,799の市町村のうち896の市町村、県内でも26の市町村が消滅可能性都市に該当すると、この報告が大きなきっかけの1つとなりました。委員がお述べのように、昨年9月にはひと・まち・しごと創生本部の設置、11月にはひと・まち・しごと創生法の施行、そして12月には総合戦略が閣議決定されています。県でも昨年8月に地方創生本部を設置して、現在、奈良県人口ビジョン、仮称ですが、奈良県地方総合戦略の策定を進めています。こうした経過や人口減少と、それから地域経済縮小の克服を基本的な考え方とする地方創生の目的からしますと、少子化対策、女性の活躍、この2つはいわゆる地方創生の一丁目一番地かと考えています。

このうち、少子化については若い女性の数の減少に加えて、未婚、晩婚化、これに伴う晩産化が大きな要因です。さらには、非正規雇用の増加など、若者が経済的に安定しないことが、結婚できない原因であったり、また理想の子ども数が持てなかったりする原因となっています。具体的な少子化対策については、ことし3月に策定した奈良子どもすくすく・子育ていきいきプランに基づき、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援、またこれらを社会全体で支えることを基本に、着実に施策を進めたいと考えています。

一方、女性の活躍においては、意識の改革、男女ともに働き方の見直し、女性が活躍できる分野の拡大が必要と考えています。現在、知事を中心に、有識者の方に参加いただき、女性の活躍促進会議で議論をお願いしていますが、女性の持つ意欲、能力、視点、価値観を生かし活躍いただくために、これらを妨げているさまざまな課題を解決する必要があると考えています。その課題解決に当たり、先ほどご説明を申し上げた4点に分類しながら、具体的な施策の検討を進めたいと思っています。

今後、男女がともに支える暮らしやすい奈良県、さらには多様性と活力に富んだ持続可能な奈良県を実現するとの目標感を持ちながら、具体的な施策の検討を進めたいと考えています。以上です。

**○山中委員** ありがとうございます。一丁目一番地と位置づけていただきましたので、しっかりと進めていただきたいと思います。



この地方創生ですけれども、少し答弁とはそれるかもわかりませんが、地方経済の再生、また雇用の確保、そして少子化対策の環境整備をもちろん主軸にする部分でもあろうかと思えます。しかし、一方で私ども公明党は、あくまでもそこに生きる人が中心なのだという捉え方をしており、人が希望を持っていきいきと暮らせるまちづくりはどうあるべきなのか、また地域で生きる一人一人がその力を存分に発揮をして、生活する人、仕事をする人、その実感を大事にしながら政策実現に努める、まさに人が生きる地方創生につなげたいと、このような観点でこれまでも訴えてきました。それが今、おっしゃっていただいた中でしっかりとしていくように、これからも見守りたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

引き続き、この関連事項になろうかと思えますが、先ほど女性活躍推進法が策定をされたと、こども・女性局長からおっしゃっていただきました。その件で、女性の輝く社会づくりを目指して、女性活躍推進法がこの8月28日の参議院の本会議で自民、公明、民主、各党の賛成多数のもとで可決成立しました。あらゆる分野で女性の力を最大限に発揮できるようにすることは、活力ある社会の実現に不可欠であり、同時に、この法が働くことを希望する女性を支援するものになる、このように思っております。そのために、社会環境を整備して2020年までには指導的な地位を占める女性の割合を約3割に拡大する目標を、政府は掲げています。そのために、企業に具体的に目標数値を含めてつくっていただく、行動計画の策定も公表を義務づけていると聞いています。そして、2025年までの10年間の時限立法でされますが、具体的には、例えば従業員が301名以上の企業や自治体を対象に、例えば女性の採用率、それから勤続年数の男女の差、そして女性管理職の比率を、この行動計画の中に事業主はしっかりと盛り込んで作成をし、公表をいただくことかと思えます。

そこで、先ほどの答弁にもありましたが、奈良県は既に女性の活躍促進会議を開催しています。そして、女性活躍推進法を先取りする形で、もう既に進んでいると認識していますが、それについてお聞かせいただきたいと思えますし、また、従業員が301人以上のところはもちろんこれは義務づけで、事業主の行動計画を策定しなければなりません。この企業にどのように周知徹底を図っていくのか、さらに従業員数が300人以下の企業については非常に環境づくりは大事かと思えますので、どのように進めようとされているのか、3点お聞かせいただきたいと思えます。

○正垣女性支援課長 女性の活躍推進についてです。奈良県の今後の発展のためには、家

庭や地域、社会など、さまざまな分野で女性の活躍が必要と考えています。女性が活躍するためには、ライフステージの各段階で多様な選択肢から自分で選択できることが必要と考えています。県内にはすぐれた能力をお持ちの女性が多くおられ、こうした女性に活躍していただけるようにすることが、行政の大きな役割と考えています。現在、女性の活躍促進会議でのご意見なども参考にしながら、女性が活躍するための課題事項を抽出して、分析作業を行っています。今後、この課題を意識や活躍の場の拡大など、4つの視点で分類して、課題解決のための必要な施策を検討していきたいと考えています。また、県市町村長サミットにおいても、女性の活躍促進をテーマとして、市町村とも共通認識を持って、地域における女性の活躍を促進していきたいと考えています。

次に、女性活躍推進法が国会において8月28日に成立しました。委員がお述べのように、女性活躍推進法では地方自治体や労働者301人以上の民間事業主は女性の活躍に関する状況把握、課題を分析して、定量的な目標や取り組みなどを内容とする事業主行動計画を策定することとされています。事業主行動計画の策定が義務づけられている労働者が301人以上の県内の事業主は、8月末現在で68社です。計画の策定が努力義務になっている労働者が300人以下の民間事業主についても、それぞれが取り組みを進めていく必要があると考えています。今後、幅広く、県内企業の人事担当者等に対して、法の内容についての周知やワークライフバランスの講演なども含めた説明会を、奈良労働局と奈良県が共催して実施するなど、奈良労働局とも連携して県内企業への制度の周知に努めたいと考えています。なお、県内の市町村に対しても、この9月17日に市町村担当課長会議を開催し、今年度中の特定事業主の行動計画の策定に向けて、情報提供したいと考えています。以上です。

○山中委員 答弁ありがとうございます。市町村の特定事業主については、一定の周知が図っていけるし、しっかりとガイドラインを示していけると思います。企業になると、認識は随分最近は上がってきていると思いますが、こちらから周知を図っていくのは、奈良労働局とタイアップをしながら進めていただきますから、その点は進むと思います。一番気になるのが300人以下の企業の、中小、もしくは零細企業にはなかなかこの辺の思いは、あっても実際できないなど、さまざまな問題、課題もあろうかと思えます。その点も含めて、県の思いをしっかりと伝えていただきたいと思えますのでお願いします。

それでは、さきの少子化対策・女性の活躍促進特別委員会で調査報告された報告書に基づいてお聞きしたい点があります。先ほど説明のありました、奈良こどもすくすく・子育て

ていきいきプランにも内容が書かれていますが、少子化対策についてこの報告書を含めてお聞きしたいと思います。

奈良県では、平成16年に過去最低の合計特殊出生率1.16を記録して、その当時全国でワースト3位という状況でした。そして、今回調査をとっていただいて、平成25年の同じ合計特殊出生率においても1.31で、この10年間少しずつ数字は改善しているとお聞きしていますが、それでも全国ワースト4位で、依然と低位置にあることが示されています。

そして、特にその中で注目をしたいのが、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの8ページ、9ページで、低い推移の原因としてこういうことが考えられるのではないかと報告があります。従来の少子化対策は、育児対策に特化をして取り組んできた。そういう状況で10年間やったけれども、先ほど申したように、微増の状態です。それ以外に、奈良県の少子化の大きな要因は、未婚、晩婚化の進行が上げられ、20代後半の未婚率の全国順位は男性が3位、女性が1位、若者の非婚化が顕著に見られます。さらに、平均初婚年齢は年々高くなっており、晩婚化また晩産化を招く構図となっていると報告されています。そのようなことが、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの8ページ、9ページに示されていますが、その課題に、若者世代の未婚率の上昇、晩婚化、晩産化が少子化の大きな要因となっているため、少子化の改善のためには未婚、それから晩婚化、晩産化への対策が必要と、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにも書いています。そこで、この対策についてのこれまでの取り組み、また検証されながら新たな取り組みについてお聞きします。

**○金剛子育て支援課長** 若者の未婚率が奈良県では大変高い現状を踏まえて、今後の少子化対策をどのように考えているかというご質問です。奈良県のこれまでの少子化対策として、結婚支援として出会いの場づくりにも取り組んできましたが、委員がお述べのように、保育の充実など、子どもを出産された方の仕事と子育ての両立支援を中心に少子化対策に取り組んできたところです。このため、いわゆる若者の未婚、晩婚対策という視点が不十分であったため、出生率の改善に至らなかったのではないかと考えています。この若者の未婚率が大変高いことへの対策としては、まず第一に先ほどこども・女性局長からも申し上げたように、経済的安定を図ることが大切と考えておりますが、結婚を希望される若者を積極的に応援し、後押しをすることも大変重要であると考えています。このため、社会全体での結婚支援として、従来からの企業や店舗等によるなら結婚応援団としての出会い

の場の提供を、情報提供等により引き続き支援をすること、そして、市町村やNPO、企業など、地域の多様な主体が結婚を応援し、支援する活動に取り組んでいただけるよう、今年度から新たに活動への補助金交付やスキルアップセミナーの開催などに取り組んでいます。また、次代の親の育成にも積極的に取り組みたいと考えています。大学生など、地域の若者が結婚や子育てを含めてみずからのライフデザインについて考えたり、幼児と触れ合う機会を提供させていただくことによって、ライフデザインの形成を支援したいと考えています。このほか、少子化対策としては、妊娠、出産や子育てへの支援も含めて、社会全体で子育てを温かく応援する機運を高めていくことも大事と考えておりますので、これに向けてのキャンペーンも実施したいと考えています。これらについては、市町村や大学、子育ての関係団体にもご協力をいただきながら、子育てをされている方々に、子育てを見守り、応援してもらえる子育てしやすい奈良県を実感していただけるよう取り組みたいと考えています。以上です。

○山中委員 従来していただいている子育て支援というキーワードも重要なポイントだと思います。それも含めて、今回、顕現化した未婚、晩婚、晩産に向けての取り組みということでご答弁をいただきました。確かに、いろいろなことが複合的に合わさって今回の減少が起こっていることを考えますと、本当にこれという明快な施策はないかもわかりませんが、しっかりとやっていただくことが全体的な流れの中で、少子化に向けた取り組みになっていく。このように思っておりますので、先ほど答弁をいただいた事業を進めていただきますよう、心より要望します。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○藤野委員 1点だけお聞きしますが、通告をしていない項目もありますので、わかる範囲で結構です。

保育環境の整備という観点でお聞きしますが、この4月1日現在で待機児童が1万5,000人全国でおられると。また、いわゆる育児休業中で就業していない等々で1万3,000人おられます。奈良県も、特に奈良市の西部、生駒市という、住宅密集地にもまだ待機児童、あるいは隠れ待機児童がたくさんおられるとお聞きしました。ただ、保育所の整備、増設、あるいは、住設などを含めて、各市等々でも取り組みをされておられると思うのですが、奈良県として実態や、把握も含めてどのように捉えておられるのか、お聞きします。

○金剛子育て支援課長 まずことしの4月1日現在の待機児童の状況についてですが、7

つの市と町で合計253名の待機児童が発生しています。昨年の4月に比べて62人ふえています。

そして、隠れ待機児童については、求職活動中の方について待機児童としてあらわれているかですけれども、今年度、子ども・子育て支援新制度が始まり、この求職活動中の方も待機児童に含めることができるということになりましたので、待機児童として含めて報告されているところはかなりあると思います。そういったことで、昨年よりも待機児童もふえてきていると考えています。待機児童の現状としては、以上です。

**○藤野委員** 253名の待機児童、あるいは隠れ待機児童を抱えている市町については、それぞれの保育所の増設等々も考えていると思うのですが、その辺の取り組みも含めて県として把握している部分について、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

そして、この不足している保育園、保育所は、やはり不足をしている保育士の確保についてもこれも重要な取り組みであろうと思います。県では当然この保育士の人材登録バンクに取り組みされていますが、現状はどのようなことになっているのか、この2点、あわせてお聞きします。

**○金剛子育て支援課長** 待機児童がいることを踏まえての今後の対策についてお答えします。県の計画では、平成29年度末までに待機児童の解消を目指しています。このための、まず新たな取り組みとして、今年度から待機児童対策市町村連絡会議を開催しています。今まで、5月と8月に2回開催して、待機児童が発生している市町村を中心にご参加いただいています。その中で、待機児童に関する現状把握、それから解消方策についてお聞きし、意見交換をしておりますが、一つ待機児童がまず解消できない理由として、保育所を新設、あるいは定員増をすることによって潜在的な保育ニーズが引き出されてしまうことや、子育て世代がどんどん転入することによって、保育ニーズが高まって定員の拡充が追いつかない、また保育士不足といった現状をお聞きしています。そして、解消方策は各市町村の状況によって異なりますが、保育所整備による定員の増を図ったり、保育所や幼稚園から認定こども園への移行を進めたり、小規模保育事業を導入したりといった形でそれぞれの実情に応じた解消方策を市町村は検討しています。

そして、この中で保育所整備については、来年の4月に向けて、現時点の予定では定員が578名と、合計で大幅にふえる予定となっていますので、かなり待機児童が減るのではないかと見込んでいます。引き続き、市町村に必要な財政支援を行っていきたいと考えています。

もう一点、保育士人材バンクの取り組み状況です。保育士人材バンクについては、潜在保育士への就職支援を昨年7月から開始しています。本年8月末時点、約1年2カ月間の実績として、合計102人の就職が決定しています。保育所からは、保育士人材バンクの就職支援コーディネーターが丁寧なマッチングをしてくれたという声も複数いただいています。それから、求人求職件数も順調にふえており、求人数は376人、求職者数は232人となっています。しかし、求人数に比べ、このように求職者数がまだ少ない状況ですので、今年度は潜在保育士の方々に向けた広報活動を強化したいと考えています。また、保育士人材バンクでは就職のマッチングだけではなく、合同就職説明会、潜在保育士向けの研修、保育所の見学、保育実習のコーディネートなど、きめ細やかな支援もしているところです。保育者確保については、市町村よりも県の役割が大変大きいと考えていますので、引き続き保育士人材バンクの取り組みを中心に組みんでいきたいと考えております。以上です。

○藤野委員 まず保育所の住設増設も含めて、市町村との連絡会議等々も今行っておられることをお聞きしました。どうぞよろしくお願いします。

それと同時に、今、増設云々よりも、おっしゃっていましたがように認定こども園、小規模保育等々の取り組みもそれぞれの市町村でされていると思うのですが、そこにもやはり少子化対策という観点から取り組みの効果を考えると、県としてさらに支援も含めた体制づくりをぜひともお願いしたい。また違った形でお尋ねするか、お聞きしたいと思います。

もう一点は、今の保育士人材バンクです。保育所の求人数が376名で、非常に多い求人数かと、それほど保育士が不足をしている現状を物語っていると思います。この人材登録バンクもさらに活用化されて、より多くの方々がこの制度を利用して、就職をしていただきたいと願うところですが、このマッチング以降のフォローも大切であろうと思います。何らかの形で保育士、いや、子育てを終えてもう一度保育士に戻られる方は別ですが、何らかの理由で道を閉ざし、やはり復帰をされた方にとってはこのフォローも大事ですので、マッチング以降のフォローもどうしてもお願いしたいと思います。それと同時に、この人材登録バンクだけに限らずに、各府県でもさまざまな取り組みが行われております。例えば大阪では、これは特区ですが、いわゆる大阪限定の保育士の確保策もされています。特区ということで、そのような体制づくりができるのでしょうか、登録バンクに限らずに確保策を広く求めていくことが大事だと思います。行政の取り

組みに大いに期待をし質問を終わります。ありがとうございました。

**○安井委員** 放課後子ども児童対策についてお伺いしますけれども、女性の社会参加、社会進出という言葉も聞かれますが、女性が大いに社会で羽ばたいていただく、また活躍してもらい場所を提供していただきたいし、また女性も社会へどんどん進出してもらおうと。そういう陰で、一方では、子育て世代になると、非常に家庭の状況というのは大事なことです。子どもたちが放課後過ごす時間、放課後の児童対策として、これは市町村の事業かも知れませんが県としても直接実施されていくと。そのことによって、県の総合プラン推進事業の中で放課後児童対策推進委員会を設置された意図、その狙い、今どういう活動をされているのか、市町村に対してどのような支援をされようとしているのか。子どもたちの安全という言葉がよく聞かれて、登下校には近所の方々が通学路にお立ちになったり、見守り活動、声かけ運動、さまざまなことをされて子どもたちの安全を守っておられる現状を見たときに、やはりこの放課後児童対策についても、充実させなければならないと思っています。今、その設置された委員会の状況についてお尋ねします。

**○金剛子育て支援課長** 放課後児童対策について検討する、都道府県が推進する委員会の設置についてのご質問です。本年2月の附属機関条例を改正して、放課後児童対策推進委員会を設置する予定になっています。現在、第1回目の開催に向けての準備を進めているところです。放課後児童対策については、県の教育委員会とも所管一緒にしていますので、今、そういった協議もしているところです。近いうちには1回目の会議を開催したいと思っていますが、委員会では放課後児童対策をどう充実していくのかということや、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的推進をどのように図っていくのかということも検討する予定です。できるだけ速やかに委員会を開催したいと考えています。以上です。

**○安井委員** そのためには指導員、支援される方々の人材的な確保が、市町村においては難しいと聞くのですが、指導員の確保対策についても十分議論をし、どうして十分な指導者を確保していくのか、指導員の方々に、やはり子どもたちにとってその過ごす時間が楽しい時間帯であってほしいと願っているわけですが、指導員の方々の能力、スキルアップしていくための施策が大事だと思います。指導員の確保と、また指導員がよりスキルアップするためにどう取り組まれているのかお尋ねします。

**○金剛子育て支援課長** 従来から放課後児童クラブで児童を指導している、放課後児童指導員の資質向上のための研修はしていますので、引き続き行いたいと思います。一つ新たな動きとして、今年度、子ども・子育て支援新制度が施行され、今年度から専門的な知識

を持った放課後児童支援員を、5年間の経過措置がありますが、各放課後児童クラブに置くこととなっています。その放課後児童支援員の養成研修は都道府県が行うことになっていますので、年内に着手できるようにただいま準備をしています。より専門的な放課後児童支援員がこれからどんどん放課後児童クラブで活躍していただけたらと思っていますので、その人材養成についてしっかりやっていきたいと思っています。以上です。

**○安井委員** 指導員と支援員の違いもあると思うんですけども、どういう位置づけで、支援員の方というのは市町村に置かれるのですか、県の立場ですか。

**○金剛子育て支援課長** 放課後児童クラブで働いておられる、児童を指導しておられる方全てを放課後児童指導員と呼んでいます。その中で特定の研修、認定研修を受けて、より高い専門性スキルを身につけた方を放課後児童支援員と認定します。以上です。

**○安井委員** 先ほど申し上げたように、子どもたちにとって楽しい生活の場であってほしいという大きな狙いがあると思うんですけども、スキルアップする上においては、支援員の活動もこれから取り組んでいくということですか。県で実施されて、そういう方々を育成していくという事業ですね。（発言する者あり）その放課後児童支援員の研修を県として今後も実施して、放課後児童指導員の方々のスキルを一層上げていくと。ぜひとも充実した研修であることを願っています。終わります。

**○川田副委員長** 皆さん、非常に高度なご議論いただいたのですけれど、1件だけ伺います。今、子どもの貧困などいろいろ出ていましたけれども、学力の低下や貧困の子ども、大体国の研究で出てきて、学力の低下というよりも学習機会の低下ということから正式な答えが出てきています。やはり、幼稚園は別にして、小学校、中学校で大体年間、塾代などいろいろ含めて平均当たり約90万円ぐらいの出費がかかっている。そういった体系に対して、年収でどのように対応できているかということで、数の分布が分けられると。この課題を、ではどうするか、学習機会をふやすかということで、子育ての放課後クラブなどで文部科学省も力を入れてきたという経緯だと思います。その中で、先ほども話が出ていましたけれど、国から今度子ども・子育て支援法、子ども・子育て関連3法で示された基準において県が指導を行っていくことも含めて、学童保育も15人に2名置いていく基準が国で示され、5年間以内にそれを確定しなさい。公立の場合においては、この2名は定数内職員といった形態になり、先ほど人材バンクの話が出ていましたけれど、こういった形も公立の系統の保育所に対応することは、勤務形態も重要になってくる。先日、別の委員会で、臨時的職員は1年、半年雇用で、半年契約で1回だけの更新以上にな



れば、常勤の職員として位置づけられるところもあるので、そういった法的に求められた規則整備、条例整備が今後の大きな課題になってくるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

**○金剛子育て支援課長** 前回、川田委員から市町村の保育士の臨時的任用の実態について把握すべきではないかというご質問がありました。今の放課後児童クラブについても、市町村が直営でやっているところは市町村職員という形になります。この市町村職員任用に関しては、それぞれの市町村において法令を解釈して適切に運用されていると考えております。ただ、例えば保育の質の確保、放課後児童クラブの質の確保という観点から正規、非正規を問わず、人材の育成、研修等の充実は非常に重要な、私どもも考えていかなければならない課題と考えておりますので、臨時的任用の実態把握については、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。以上です。

**○川田副委員長** たくさんやることがあり、大変お忙しい中申しわけないですが、その実態というのは雇用面につながってくることで、内容の確認をお願いしたいと思います。

そして、そういった法体系、全国的に今裁判もよく起こっており、最高裁判所の判例でも財務会計上の責任については今までの変遷がありましたので、そこまでいきなり首長に問われることは今ないのですけれども、先立っての最高裁判所の判例でも今後、条例の整備などもきちんと行わないと、次は財務会計上処理の責任を追及することになると、厳しい意見もされていきました。だから、こういった体系で他の地方公共団体等はそういった整備がどんどん進んできています。そういったところも進めていかないと、正規の職員、臨時職員、同じ職を行って、給料に大きな格差があるというのは、これも子どもに対する貧困化などに直結してくる問題だと思いますので、そのあたりの実態は、これは市町村振興課になるのですか。大体そのあたりが市町村を見ている形態だと思うので、総務警察委員会で議論させていただきたいと思います。だから、実態把握だけよろしくお願ひしたいと思います。

委員会運営の都合により、副委員長と交代させていただきます。

**○今井委員長** かなり皆さん熱心に討論していただいておりますけれども、1点だけお伺いします。寝屋川市で中学1年生の2人の子どもが殺害されるという痛ましい事件が起りました。あのときに、子どもたちがいろいろなところに携帯で連絡をとって、自分が泊まる場所を探していたことが報道されてたのですけれども、もし奈良県でああいうことが

起きたらどうなるのかとっておりました。7月から、子どもとか虐待通報のSOS、189で「いちはやく」という、その番号が全国で統一され、そこに電話をすれば相談に乗ってもらえる仕組みができたと思いますが、その189に連絡をしたらいいということ子ども自身が知らない、せつかく体制をとっても何の意味もないと思っています。例えばコンビニなどに、そうした子どもたちがよく集まるのであれば、コンビニのトイレにでも、困ったらここにと掲示するとか、徹底させることが必要ではないかと思っています。その点、また奈良県でそうした場合に子どもを受け入れるシェルターの現状など、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

**○小出こども家庭課長** 委員長からお尋ねいただきました、子どものシェルターと189の啓発の件ですが、子どものシェルターについて、緊急避難的な居場所ということにあつては、奈良県においては中央こども家庭相談センターの一時保護所になります。事例として、現に、子ども自身が訴えをしてそのまま保護したケースも現実にあります。今、全国でそういう公的施設ではなくて、民間のシェルターとして子どもシェルターというものが全国的に見ますと、大体10カ所ぐらいありますが、奈良県にはそういう施設はありません。中央こども家庭相談センターで一時保護するケースも、子ども本人からいろいろな訴えを聞いた上で判断します。触れられました寝屋川事件等もありますが、さまざまな事例、背景があります。そういうストリートでないと居場所がない、家庭には戻る場所がない子どもにはさまざまな事情があります。中央こども家庭相談センターにおいては、子どもから訴えがあったときは、丁寧にとにかく話を聞いて、事情を踏まえて、必要であれば保護するスタンスをとっています。

それから、189の番号ですが、7月1日から3桁化の運用が始まりました。7月1日から9月10日までの間で、入電数は247件、そのうち対応数が75件です。といいますのは、入電が247件ありましたが、電話をとる段階で切れているのが結構あったということで、入電数の大体3割、75件の対応をしています。去年まで運用していた、3桁化になる前の桁数の実績ですと年間で70件余りです。やはり3桁化によってかなり効果が出ていることが明らかです。ただし、これは中央こども家庭相談センターのケースだけですが、子ども本人からの電話はそのうち高校生の2件しかありませんでした。やはり子ども本人からの通告はなかなかハードルが高い部分もあるかと思っています。子どもにとっても覚えやすい番号ですので、できるだけ今後も周知活動を行っていきたいと考えています。近々、10月24日になら・ヒューマンフェスティバルがあります。10月31日は商工

まつりがあり、そこでの周知活動、それから11月が児童虐待の防止のための推進月間ということで、毎年啓発事業行っていますが、この事業の中でも周知の活動をしていきたいと考えています。以上です。

○今井委員長 ありがとうございます。やはり子どもの通報が2件ということは、まだまだ子どもたち自身が知っていないことになると思いますので、学校などを通して子どもに徹底させることが必要ではないかと思います。

大西教育課長から、何かこの件でありましたら、ご意見を伺いたいと思います。

○大西学校教育課長 突然ご指名をいただきましたけれども、確かに今子どもの気持ちにどう寄り添っていくのかということ、主に子どもの夜間徘徊も含めて、そういった部分については、学校と家庭と、そして教育委員会の3者できちんと手を組みながら、地域と、特に今、こども家庭課がありますので、そういった組織と連携をとりながら進めたいと思っています。具体的な事象については、それぞれの専門家等の意見も聞きながら進めたいと思っています。以上です。

○今井委員長 189がSOSの受け口だということ、ぜひ学校を通して徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○川田副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。よろしいでしょうか。

それでは、理事者はご退席願います。ご苦労さまでした。

委員の方はしばらくお残り願います。

(理事者退席)

○今井委員長 それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。

まず初めに、8月に行いました県内調査の概要について、お手元に配付していただいています。ご報告をさせていただきたいと思います。

平成27年7月27日に実施した、斑鳩町役場、土庫こども診療所病児保育園ぞうさんのおうち及び香芝市保健センターについての調査を行いました。

調査の概要としては、斑鳩町役場は中学生以下の医療費無料化、妊婦一般健診、健康診査の拡充、予防接種の負担軽減など、子育て世帯の経済的負担を軽減する施策を実施、また、地域子育て支援センターを設置することにより、子育て全般に対する拠点施設として多くの住民が利用していました。

次に、土庫こども診療所病児保育園ぞうさんのおうちは、保育士、看護師、医師、栄養士の専門の力によって保育と看護を行い、保護者が仕事を休めないときの強い味方になっていました。病児保育はどうしても仕事を休めないときに子どもを預けられ、また事業所にメリットがあるなど、公益性、広域性を持った公共的な事業でした。

また、香芝市保健センターの3階にある心の相談室は、臨床心理士によるカウンセリング・発達相談を実施していました。子育て中の親の孤立化を防ぐために、母親の日々の大切さに耳を傾け、過敏な不安を和らげるよう、必要な情報を提供するなど、問題解決を支援する取り組みを行っていました。

以上、県内調査の報告とします。

それでは、ただいまの報告も含めて、今後、当委員会の所管事項である少子化対策、女性の活躍促進について、委員間討議などで議論を進めたいと思います。各委員の皆さんの今後の取り組みについてのご意見やご提案があればと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○川田副委員長 三宅町に、保育所と幼稚園が一体化した三宅幼稚園という施設があり、発達障害や集団生活に課題のある園児に対して、療育教室を開いています。現在、精神保健の中でも発達障害が加えられて、こういった早期発見は義務づけになってきており、早期取り組みをしている子育て支援として特筆すべき取り組みであると思います。

また、田原本町にある奈良県から委託を受けた奈良県障害者総合支援センターでは、作業療法士が発達障害あるいは発達の障害の疑いがある子どもを支援する、子ども地域支援事業を実施しています。

両方とも、子育て支援には欠かせない先進的な取り組みですので、一度委員会で調査に行くことを提案します。

○今井委員長 今、副委員長から提案がありました件、いかがでしょうか。一度委員会で、また日程は事務局で調整させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにこの間の視察の感想、何かご意見などありましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど、こども・女性局長から報告がありました子どもの貧困対策の特別委員会に、この少子化対策・女性の活躍促進特別委員長という立場で参加をさせていただいております。きょうもいろいろご意見をいただきましたので、そうした意見を反映しながら進めていきたいと思っておりますので、また何かお気づきのことがありましたら、ご意見をいただけ

たらありがたいと思います。

ほかになれば、以上で本日の委員会を終わらせていただきたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。